

社会福祉法人寿優和会 日野市地域包括支援センターあさかわ
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人寿優和会が開設する日野市地域包括支援センターあさかわ(以下「事業所」という。)が行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師その他の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)が、要支援状態にある高齢者(以下「要支援者」という)に対し、適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の担当職員は、要支援者が介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、当該要支援者やその家族の視点に立ち、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく介護予防サービス等の提供が確保されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るとともに、公平中立に行うこととする。
 - 3 事業所は要支援者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し研修を実施する等の措置を講じる。
 - 4 感染症や非常災害の発生時において、要支援者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じる。
 - 5 事業所において行われる性的言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化する等の措置を講じる。
 - 6 要支援者及び家族の秘密を保持し、また業務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 日野市地域包括支援センターあさかわ

所在地 東京都日野市高幡651-5 高幡マンション第2、1階

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する専門職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤)

管理者は、社会福祉士を兼ね、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 担当職員 7名 (常勤一内1名は管理者と兼務)

主任介護支援専門員 2名 (常勤)

保健師又は経験ある看護師 1名 (常勤)

社会福祉士 2名 (常勤)

介護支援専門員 2名 (常勤)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 平日 午前9:00から午後6:00まで

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容)

第6条 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者の相談は原則として利用者の居宅を訪問して行うものとする。

(2) 利用者及び家族との面接により、利用者の置かれている環境等も含めて総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

(3) 利用する介護予防サービスの選択にあたっては、複数の介護予防サービス事業者等に関する必要な情報を提供し、利用者及び家族に選択を求める。

(4) 利用者の実情にあったサービスが提供されるよう、サービス提供の担当者から専門的かつ必要な情報を収集し、介護予防サービス計画 (以下「計画」という。)を作成する。

(5) 毎月の介護予防サービス事業者等からの報告や継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画変更等を行う。

(6) 計画に位置付けた期間が終了したときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

(7) その他具体的には「日野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例」(日野市条例第17号)、「日野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則」(日野市規則第17号)に従って実施する

(介護予防支援及び介護予防の利用料その他の費用の額)

第7条 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントが法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、日野市高幡・三沢・三沢1,3,4,5丁目・大字新井・新井1～3丁目・程久保1～8丁目地域とする。

(苦情処理)

第9条 事業所は、提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント又は介護予防サービス計画に位置づけた介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

(秘密の保持)

第11条 事業所は、業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（個人情報使用同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得た高齢者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、担当職員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

- 2 事業所は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部を居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人寿優和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 この規定は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 この規定は、令和5年4月1日から施行する。